

公告第 5 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成 30 年 11 月 12 日

相楽東部広域連合長 堀 忠 雄

1. 入札に付する事項

- (1) 契約名 南山城小学校等電話交換設備賃貸借業務
- (2) 実施場所 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字 12-26
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字 12-52
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字大稲葉 4-10
- (3) 賃貸借期間 2019 年 3 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日まで
- (4) 契約概要 南山城小学校等電話交換設備賃貸借業務仕様書による

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成 30 年度南山城村一般競争参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目に物品・役務で登録している業者で (2) から (7) の条件に定める基準をすべて満たすもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 南山城村において入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画許可の決定を受けている者を除く）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 過去 2 年間に、国・地方公共団体等に対して、本業務と同規模程度の電話交換

機貸貸借契約及び保守契約の実績が複数あること。

3. 仕様書等を示す日時

- (1) 平成30年11月12日以降に、相楽東部広域連合ホームページに本貸貸借業務の入札情報が掲載されるので、同ホームページより仕様書等はダウンロードすること。

4. 質問の受付

疑義がある場合は、書面をもって、相楽東部広域連合教育委員会学校教育課まで提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限及び回答期日

ア. 質問受付期間

平成30年11月13日（火）から同年11月16日（金）までの土、日、祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）。

イ. 回答期日

平成30年11月21日（水）午後5時までに電子メールにより通知する。通知するメールアドレスは質問書に記載のメールアドレスとする。

(2) 受付方法

「南山城小学校等電話交換設備貸借業務に関する質問書」に、必要事項を明記のうえ、下記様式の質問書を持参又はFAXにて送信する。

ア. 必要事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス、質問内容

イ. 質問様式

「南山城小学校等電話交換設備貸借業務に関する質問書」

ウ. 提出先

相楽東部広域連合教育委員会 学校教育課宛

住所：京都府相楽郡和東町大字中小字平田23-1

FAX 番号：0774-78-4338

5. 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札の日時 平成30年12月18日（火）午前11時00分から
(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札
(3) 入札及び開札の場所 京都府相楽郡和東町大字中小字平田23-1
和東町体験交流センター 会議室

6. 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

7. 入札参加申請

(1) 提出書類

ア. 入札参加資格審査申請書

※「入札参加承認（不承認）書」郵送先用の返信用封筒（82 円切手付き）を添付すること

イ. 業務実績証明書（任意様式）

※業務実績について、「業務実績証明書」を提出することとし、契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。なお、業務実績は、過去2年間に、国・地方公共団体等に対して行った本業務と同規模程度の電話交換機賃貸借契約及び保守契約の実績とする。

ウ. 仕様書要件適合表

※メーカーのカタログ（商品名・規格等を記載のもの）又は、技術資料等仕様を証明するものを添付すること

エ. 保守体制整備表（任意様式）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

平成30年11月22日（木）から同年11月28日（水）までの土、日、祝日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）。

(4) 提出方法

下記（5）提出場所へ直接持参すること

(5) 提出場所

相楽東部広域連合教育委員会 学校教育課

住所：京都府相楽郡和束町大字中小字平田23-1

電話番号：0774-78-4335

8. 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は平成30年12月11日（火）までに通知する。通知は「入札参加資格審査申請書」に掲載されたメールアドレスに送信し、原本（公印を押印したもの）については後日郵送する。

9. 入札に関する事項

(1) この入札は、相楽東部広域連合に関係町村の規則を準用する規則よる和束町財務規則及び法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによる。

- (2) 入札の方法は持参入札とする。入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。
- (3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
- (4) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適切であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- (6) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。
- (8) 再入札は2回まで実施します。
- (9) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。
- (10) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、月額賃貸借料（保守費用含む）とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。
※入札書に記入する金額は、総額の見積額を84（ヶ月分）で除した1ヶ月分（税抜き）の金額を記載する。
- (11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

10. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者による入札
- (2) 委任状の提出がない代理人による入札
- (3) 入札書に入札金額、件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者が出した同一項目についての2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1. 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

1 2. その他

(1) 配布書類の取り扱い

ア. 本連合が配布した資料は、入札が終了した時点ですべて返却又は責任をもって破棄を行うこと。

イ. 本連合が配布した資料は、本業務にのみ使用し、入札参加の構成員以外に公開しないこと。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 辞退

「入札参加資格審査申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、「辞退届」を提出すること。その際は本連合が配布した資料は全て返却又は責任をもって破棄を行うこと。なお、辞退をもって以後不利益を被ることはない。

(4) 注意事項

入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り信頼を失うことのないよう注意してください。

1 3. 当該入札に関する担当部署

相楽東部広域連合教育委員会学校教育課

住 所：京都府相楽郡和東町大字中小字平田 2 3 - 1

電話番号：0 7 7 4 - 7 8 - 4 3 3 5

FAX 番号：0 7 7 4 - 7 8 - 4 3 3 8